

# 常任委員会活動

鳥取県議会には4つの常任委員会があり、定例会中の付託案件の審議に加え、閉会中も継続審査や県内外調査、勉強会などの活動を続けています。

## 総務教育常任委員会



9月定例会では、本委員会所管の28年度一般会計補正予算などの4件の議案について、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

併せて陳情の審査を行い、学校における交通ルールの周知徹底を求める陳情は趣旨採択、県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求める継続の陳情は、研究留保として引き続き議論することに決定した。

県外調査では、東洋大学において国のPPP/PFIの政策動向について調査するとともに、PFI方式を活用した美術館整備第1号である神奈川県立近代美術館の取組について話を伺った。この中で、神奈川県立近代美術館では、基本設計終了後にPFIを導入したため、本来メリットとなるべき民間の創意工夫が活かしきれなかったという反省点を伺い、PFI導入の検討時期の重要性を認識した。

## 福祉生活病院常任委員会



9月定例会では、本委員会所管の平成28年度一般会計補正予算をはじめとした5件の議案について、慎重に審議を行った結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正については、附帯意見を付すべきと決定した。

また、新たに提出された陳情が3件あり、理容師法施行条例に洗髪設備の設置を義務化する規定の追加を求めるものは研究のため留保、企業ポイントについて消費者の保護措置を講じる意見書の提出を求めるもの、原子炉を再稼働させず再生可能な自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めるものは、いずれも不採択と決定した。

県外調査では、長野県と石川県を訪問し、障がい者と地域住民との多世代交流や子育て支援等の取組を調査した。

## 農林水産商工常任委員会



9月定例会では、本委員会所管の平成28年度鳥取県一般会計補正予算などの5議案を慎重に審議し、いずれも原案のとおり可決

すべきものと決定した。

補正予算の主な事業は、境漁港に高度衛生管理型市場を整備する事業、長雨によるブロッコリー被害への緊急支援事業などがあった。

併せて請願・陳情の審査を行い、臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出を求めるものについては不採択、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長を求める意見書の提出を求めるものについては採択と決定し、同意見書を農林水産商工常任委員会から発議するよう全会一致で決定した。

また、8月に新潟県、富山県を訪問し、稲作振興施策や地域農業の振興施策、冬期林業チャレンジ支援事業、薬事に関する研究等を調査した。

## 地域振興県土警察常任委員会



7月27日、国土交通省を訪問し、道路局長他に対し、「高速道路ネットワークの未整備区間の解消と暫定2車線区間の全線4車線化」

などに関して、要望を行った。

また、8月16日～18日には、北海道及び青森県において、公立大学の運営、観光客の誘致、原子燃料サイクル施設などについて調査を実施した。

9月定例会においては、「平成28年度鳥取県一般会計補正予算」など5議案について慎重に審議を行った。その結果、いずれの議案も妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定した。

加えて、新規の陳情5件及び継続分の陳情1件について慎重に審査した。このうち、私学助成に関する意見書の提出を求める陳情については採択と決定したほか、1件が趣旨採択、2件が研究留保、2件が不採択と決定した。